

# けんぽQ & A

Series34

Q 被保険者（女子）が出産した場合、出産手当金はどのくらい支給していただけるのですか？

A はい！標準報酬月額・日額を基本に計算されます。（シリーズ28参照）

まず、出産手当金について説明いたします。

「出産手当金」は、被保険者（女子）が出産のために仕事を休んで、給与を受けることができないときは、所得補償の意味合いから「出産手当金」が支給されます。

支給期間は、出産の日（出産日が出産予定日よりも後だった場合は出産予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産日後56日までの間で、会社を休んだ期間についてです。

出産手当金の支給額は、原則として給与の支払いを受けていない日について、1日あたり標準報酬日額の3分の2となります。

給与の支払いがあった場合でも、1日当たりの給与金額が標準報酬日額の3分の2の金額より少なければ差額を支給できます。

「傷病手当金」と「出産手当金」の両方の支給要件を満たす場合は、「出産手当金」が優先支給となります。

例1) 出産予定日 : 10月8日 出産日 : 10月1日 (単児の場合)  
支給期間 8月21日から11月26日



例2) 出産予定日 : 10月1日 出産日 : 10月8日 (単児の場合)  
支給期間 8月21日から12月3日

